

送付状

令和3年4月2日

一般社団法人京都府理学療法士会御担当者 様

京都府健康福祉部医療課

医務・看護係 古川

TEL 075-414-4754

FAX 075-414-4752

平素は、京都府の保険医療行政の推進にご配慮賜り厚くお礼申し上げます。

さて、理学療法士作業療法士専任教員養成講習会の開催指針について、下記の書類を送付させていただきます。御不明な点等ございましたら御連絡ください。どうぞよろしくお願いいたします。

記

- 送付資料
- ・理学療法士作業療法士専任教員養成講習会の開催指針について
 - ・理学療法士作業療法士専任教員養成講習会の開催指針について
(国通知)
 - ・理学療法士作業療法士専任教員養成講習会の開催指針

3 医 第 396 号
令和 3 年 4 月 2 日

一般社団法人京都府理学療法士会会長 様

京都府健康福祉部医療課長
(公 印 省 略)

理学療法士作業療法士専任教員養成講習会の開催指針について

平素は、京都府の保健医療行政に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、上記のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

担 当	京都府健康福祉部 医療課 医務・看護係 古川
電 話	075-414-4754
FAX	075-414-4752

医政発 0325 第 6 号
令和 3 年 3 月 25 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

理学療法士作業療法士専任教員養成講習会の開催指針について

理学療法士及び作業療法士の専任教員については、「理学療法士・作業療法士養成施設カリキュラム等改善検討会」において、教員の質向上を図るための専任教員の要件や、専任教員の定義を明確化することについて検討を行い、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和 41 年 3 月 30 日文部省・厚生省令第 3 号）（以下「指定規則」という。）」の改正を行ったところである。

今般、指定規則第二条第五号イ及び第三条第四号イに規定する「専任教員養成講習会」の開催指針を定めたので、内容をご了知の上、関係者等に周知願いたい。

理学療法士作業療法士専任教員養成講習会の開催指針

第1 趣旨

本指針は、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」（昭和41年3月30日 文部省・厚生省令第3号）に規定する「専任教員養成講習会」の形式、内容等を定めることにより、講習会の質の確保を図り、もって教員及び理学療法士作業療法士養成の質の向上に資することを目的とするものである。

第2 講習会の開催指針

1. 開催実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 講習会主催責任者 1名以上
 - ※ 講習会を主催する責任者
 - ※ (2)との兼務も可
- (2) 講習会企画責任者 1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 講師 以下のいずれかを満たすこと
 - ※ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員又はこれと同等以上の能力を有する者
 - ※ 理学療法士、作業療法士の専任教員として5年以上の経験を有する者

2. 講習会の開催期間

講習は、17単位（360時間）以上であること。

但し、三分の二以上は対面講習であることとし、eラーニングは三分の一を超えないこと。

3. 受講対象者

実務経験4年以上の理学療法士、作業療法士

4. 講習会における教育内容

別添1の教育内容及び目標を標準とすること。

※各区分の単位数及び時間数は参考値とすること

5. その他の要件

- (1) 大学等において既に履修した科目については、免除することができること。

- (2) 以下の講習会等を修了した者については、一部科目を免除するとともに、講習会等を実施する者は、一部科目を免除したプログラムの講習会を実施することが可能であること。
- ・厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会
 - ・理学療法士作業療法士臨床実習指導者講習会
 - ・(一社)全国リハビリテーション学校協会、(公社)日本理学療法士協会、(一社)日本作業療法士協会が実施する研修等のうち、厚生労働省が指定した研修等
- (3) eラーニングにより実施する場合には、当該科目の単位認定結果を確認し修了を認めること。
- (4) 科目の評価については、受講者の出席状況に加え各受講科目の評価を行い、修了を認めることが望ましいこと。なお、特に重要となる専門分野科目のみの評価も可能であること。
- (5) 単位、時間数の考え方は、大学設置基準(第二十一条第二項の規定)に準ずること。

6. 講習会の修了

講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。

なお、修了証書については、様式1とすること。

第3 講習会開催手続き

- (1) 講習会を開催しようとする主催者は、開催日の3カ月前までに、様式2の確認依頼書に関係書類を添えて、厚生労働省医政局医事課まで提出すること。
- (2) 当該講習会が本指針に則ったものであると同課で確認できた場合には、その旨主催者に連絡する。主催者は講習会修了の1週間前までに、修了証書を同課まで提出すること。尚、修了証書は参加者の氏名、講習会の名称等を記載し、主催者印を押印すること。
- (3) 提出された修了証書については、医政局長印を押印した上で主催者に返却するものであること。講習会を修了しなかった者に対しては、修了証書を交付しないこと。
- (4) 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、同課まで提出すること。
- ① 講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地

- ④ 講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 講習会受講者及び講習会修了者の人数、氏名、所属先、職位、実務経験年数及び教員経験年数、学歴
 - ⑥ 講習会の目標
 - ⑦ 講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割）
 - ⑧ 講習会の概要
 - ⑨ その他実施状況の把握にあたり参考となる事項
- (5) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、適切に保管すること。

第 号

修 了 証 書

(参 加 者 の 氏 名)

あなたは、(講習会の名称) を修了したことを証します。

令和 年 月 日

(主 催 者 名) 印

本講習会は「理学療法士作業療法士専任教員養成講習会の開催指針」(令和〇年〇月〇日付け医政発〇第〇号) によつたものであると認めます。

令和 年 月 日

厚生労働省医政局長 (医政局長名) 印

令和 年 月 日

厚生労働省医政局長 殿

(主 催 者 名)

確 認 依 頼 書

下記の講習会について、「理学療法士作業療法士専任教員養成講習会開催指針」（令和〇年〇月〇日付け医政発〇第〇号）に則った内容であることの確認を依頼します。

記

1 講習会の名称：

2 主催者等

(1) 主催者の名称：

主たる事務所の所在地：

事務担当者の氏名：

(2) 共催者、後援者等：

3 開催日及び開催地

(1) 開催日：令和 年 月 日～令和 年 月 日

(実質的な講習時間： 時間)

(2) 講習会の会場の名称：

会場の所在地：

4 講習会実施担当者

(1) 講習会主催責任者数： 人

(2) 講習会企画責任者数： 人

(3) 講習会講師数： 人

(4) 講習会実施担当者の氏名及び経歴：別添1のとおり

5 講習会の目標

6 受講者数（募集人数）： 人

7 教育内容：別添2のとおり

8 講習会に要する経費の収支予算：別添3のとおり

確認依頼書作成要領

- 1 2(2)の「共催者、後援者等」については、当該講習会に共催者、後援者等がある場合に記載すること。
- 2 3の「開催日及び開催地」について、分割開催する場合は、その理由、研修内容の一貫性に配慮した点について記載した書類を添付すること。(任意様式)
- 3 4の講師は、氏名及び経歴(職業、職位を含む)に加え、担当科目および時間数を記載すること。
- 4 7の「教育内容」については、目標、実施方法(講義、模擬授業、グループ討議、演習、実技、実習、発表等)、講師等を記載すること。また、eラーニングを活用する場合は、科目名を明示すること。
- 5 講習会報告書を厚生労働省へ提出する方法については、電子媒体でも構わないこと。
- 6 開催指針5(2)に規定する講習会等を修了した者に対して免除する一部科目が分かるように記載すること。

別添1：専任教員養成講習会 教育内容及び目標

区分	教育内容	目 標	単位数	時間数	備 考
基礎分野	教育の役割	社会の構造と教育の役割について学ぶ	2	30	診療・介護報酬を含む 予防、在宅医療を含む 発達障害を含む
	社会保障制度	関連する法律や社会保障制度等を学ぶ			
	理学療法士、作業療法士の職域	理学療法士、作業療法士の職域について学ぶ			
	初等中等教育の実際	高校までの学校教育の実際を学ぶ			
	青年期の心理的特徴	現代の若者の心理的特徴を学ぶ			
教育基礎分野	教育原理	教育の本質を学ぶ	4	60	倫理を含む 備えるべき備品等を含む
	教育心理学	学習者の心理、情報活用について学ぶ			
	教授方法	授業目的に合わせた教授方法、学習理論を学ぶ			
	教育評価	教育評価の目的や種類を学ぶ			
教育方法各論	科目構成	カリキュラム構成の実際を学ぶ	4	120	臨床実習を含む (規定の時間、実習調整者の役割、在宅医療の経験等) 模擬授業を含む
	授業設計	シラバスを作成し、授業を設計できるようにする			
	授業評価	授業の評価を学ぶ			
	成績評価	目標に合わせた試験問題を作成できるようにする			
臨床実習教育	臨床実習の在り方	臨床実習の考え方や構成等を学ぶ	2	60	多様な疾患の経験及び学生が実施できる行為を含む 臨床実習前後の評価を含む 主たる実習施設を含む
	指導の方法	臨床実習の指導方法を学ぶ			
	評価の方法	臨床実習の評価方法を学ぶ			
	指導者論	臨床実習指導者に必要な資質について学ぶ			
	臨床実習施設の要件	臨床実習施設の要件について学ぶ			
研究方法	研究法	研究の種類と研究デザインの要点を学ぶ	1	30	
	統計学	研究デザインに合わせた統計手法を学ぶ			
	研究法演習	研究デザインについて学ぶ			

管理と 運営	リハビリテーション 理念と職種	様々な職種の役割を理解する	4	60	ハラスメントを 含む
	関連法規	指定規則、コンプライアンス、労務管理の 考え方などを理解する			
	多職種連携	対象者中心のリハビリテーションのために 多職種連携について理解する			
	人間関係論	良好なコミュニケーションと業務の遂行の ために人間関係論を学ぶ			
	外部評価	第三者による外部評価について学ぶ			
合 計			17	360	